

令和8年度 浦添市男女共同参画推進事業補助金募集要項

本要項は、市内で自主的かつ積極的な活動を行う団体又は個人(以下「団体等」という。)に対し、男女共同参画社会の実現を推進することを目的に、浦添市男女共同参画推進事業補助金交付規程(平成7年11月10日訓令第18号)に規定する助成金の交付に必要な事項を定めるものです。

1 補助対象事業

男女共同参画に関する研修会等参加事業のうち、次のとおりとする。

- ア 海外研修への参加
- イ 県外研修への参加
- ウ その他市長が必要と認めた研修への参加

※ 県内開催の研修については、補助対象外です。

※ 他団体からの補助金と併用不可です。

※ 補助金の交付決定を通知する前に支出した経費については、補助対象外です。

2 補助対象者

下記のすべての条件を満たしている団体等が対象となります。

- ・浦添市に住民登録のある者
- ・市税を滞納していない者
- ・研修参加後、浦添市男女共同参画事業へ積極的に参加・協力できる方

3 補助金額及び補助回数

(1)補助金額は、経費の2分の1以内で予算の範囲内とします。一人当たりの補助金額の上限は、海外研修7万円、県外研修3万円です。ただし、申し込みの状況に応じて補助金額を人数分で割って交付することがあります。

(2)補助回数は、原則同一人に対し1回限りとします。

4 補助対象経費

補助対象経費は、上記「1.補助対象事業」への参加費用(航空運賃、宿泊費、交通費等)となります。ただし、面接及び事前研修等に要する費用、渡航手続き、旅行保険、懇親会費等、その他個人の負担に属する費用は含まれません。

5 募集期間

令和8年5月1日(金)～令和9年1月29日(金)

ただし、上記期間中でも補助金額が予算額に達し次第、終了します。

6 提出書類（申請書・必要書類）

上記「1.補助対象事業」の研修への参加決定後に、下記の申請書類・必要書類を各1部ずつ揃えて、提出してください。なお、申請等に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類や資料は返却いたしません。

- ① 様式第1号 浦添市男女共同参画推進事業補助金交付申請書
- ② 別紙1 浦添市男女共同参画研修参加費補助金 事業概要調書
- ③ 別紙2 これまでの男女共同参画研修への参加実績
- ④ 参加する研修の募集要項などの事業内容と、経費の内訳がわかるもの
- ⑤ 研修参加の決定通知など、研修への参加がわかるもの
- ⑥ 申請者本人の市税完納証明書（原本）

ただし、申請書提出日までの3カ月以内に発行されたものに限ります。

所得がない場合は申請者本人の所得証明書（原本）をご提出ください。

- ⑦ その他市長が必要と認めるもの

※ 補助金交付決定後や実績報告時には、別途書類提出が必要となります。

<注意事項>

1. 申請書・必要書類の不備や記入・押印もれがないか、提出前には必ず確認をお願いします。
2. 記入した内容などを修正する場合は、修正テープや修正液は使用せず、訂正印を押印の上、修正をお願いします。

7 お申込み・お問合せ先

〒901-2114 浦添市安波茶二丁目3番5号

（浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター内）

浦添市 市民部 市民協働・男女共同参画課

電話番号：098-874-5711 FAX 番号：098-874-5890

メールアドレス：siminkyodo@city.urasoe.lg.jp

※浦添市役所本庁舎内にはございませんので、ご注意ください。

○申請の受付時間は、平日9時～12時、13時～17時です。

土日・祝日、慰霊の日（6/23）、年末年始（12月29日～1月3日）は対応しておりませんので、あらかじめご了承ください。

○募集要項等に関するお問合せは、タイトルを「研修参加費補助金について」として、メールにてお願いします。

○申請書等の提出に関して、郵送、メールまたはFAXによる受付は行っておりません。来所の際はカルチャーパーク駐車場をご利用ください。（専用駐車場はありません。）